

第二次北九州市健康づくり推進プランの延長等
について

北九州市保健福祉局

「第二次北九州市健康づくり推進プラン」の延長等について

1 第二次北九州市健康づくり推進プランの概要

(1) 計画の位置づけ

- ・健康増進を総合的に推進することを目的とした健康増進法第8条第2項の規定に基づく市町村健康増進計画
- ・健康増進法に基づく「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」いわゆる「健康日本21（第二次）（平成25～令和4年度）」を勘案し、策定
- ・市の基本構想・基本計画「元気発進！北九州」プランに基づく、健康づくり施策の分野別計画

(2) 計画期間（当初） 平成30年度～令和4年度（5年間）

(3) 基本理念

次世代を担う子どもや若者をはじめとするすべての市民が、社会とのつながりの中で、健やかで心豊かに生活できる社会の実現を目指す。

その実現にあたっては、超高齢社会に対応した持続可能な社会を確保できるよう、市民の健康寿命の延伸や医療費等の適正化に努める。

そのために、地域、行政、企業などのあらゆる主体が一体となって健康づくりに取り組み、市民一人ひとりの自律的・主体的な健康づくり活動を支援する健康都市を目指す。

(4) 健康づくりスローガン 「オール北九州で健康（幸）寿命を延伸する」

－元気でGO！GO！ プラス2歳へ スクラムトライ！－

(5) 基本目標・主な指標

①データに基づく生活習慣病予防及び重症化予防の推進【データヘルスの推進】

- ・特定健診受診率・特定保健指導の実施率向上
- ・がん検診・歯科健診の受診率の向上
- ・国保健診における高血圧症者・脂質異常症者・血糖コントロール不良者の割合の減少
- ・がん・脳血管疾患・虚血性心疾患・糖尿病の年齢調整死亡率の減少 等

②多様な背景の市民に対する健康づくり【健康格差の縮小】

- ・適正体重を維持している児童・生徒の割合の増加
- ・妊娠中の喫煙・飲酒をなくす
- ・乳幼児・学齢期でう蝕のない者の割合の増加
- ・低栄養傾向の高齢者の割合の増加の抑制
- ・80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
- ・自殺死亡率の減少 等

③市民の健康を支える社会環境の新創【健康なまちづくりの推進】

- ・市民主体の健康づくり（地域でGO！GO！健康づくり）実施数の増加
- ・健康づくり推進員・食生活改善推進員が関わる活動への参加者の増加
- ・健康づくりを推進する飲食店等、食関連事業者の増加
- ・健康づくりを推進する地域団体の増加
- ・健康経営を推進する市内企業数の増加 等

2 延長の理由

国は、自治体と保険者による一体的な健康づくり政策を実施するため、医療費適正化計画等の期間と「健康日本 21（第二次）」に続く次期プランの期間とを一致させること等を目的とし、「健康日本 21（第二次）」の期間を1年間延長することとした。

国は、令和5年春頃を目途に次期プランを公表、令和6年度からの開始を予定しており、令和5年度中の次期健康増進計画の策定を自治体に求めているため、本市健康づくり推進プランを1年間延長し、次期プランを令和5年度中に策定するもの。

3 延長に伴う対応について

（1）実態調査の実施時期の延期

令和3年度に健康づくり・食育に関する実態調査のための予算を計上していたが、令和5年度の次期プラン策定にあわせ、できるだけ直近のデータを反映させるため、実態調査を令和4年度に延期する。

（2）現プランの評価

延長による取組みの停滞を招かないよう、現行の本市健康づくり推進プランの評価を当初予定通り令和4年度に行い、令和5年度における取組みの見直し及び次期健康づくり推進プラン策定の検討につなげる。

4 今後のスケジュール（案）

時 期	内 容
令和4年度前半	健康づくり・食育に関する実態調査
令和4年度後半	第二次北九州市健康づくり推進プランの評価
令和5年春頃	国の「健康日本 21（第二次）」に続く次期プランの公表
令和5年度中	次期北九州市健康づくり推進プランの策定
令和6年度～	国・北九州市の次期健康づくり推進プランの開始